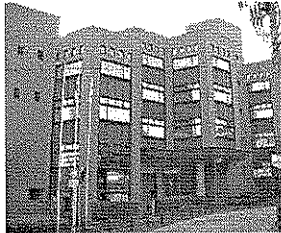


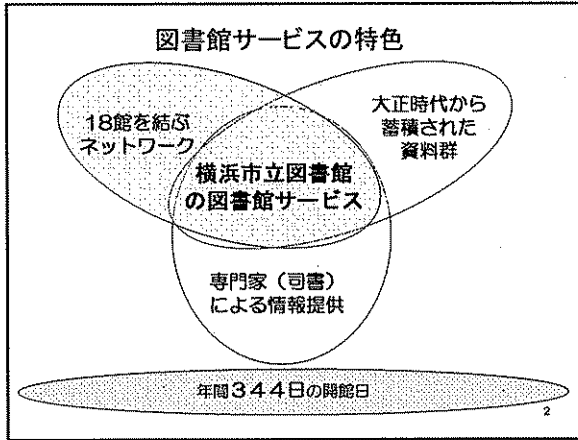
横浜市立図書館の現状と課題

財政難のもとでの図書館サービスの充実

- 1 横浜市立図書館の現状
 - (1) 図書館サービスの特色
 - (2) 歴史
 - (3) 図書館サービスの内容
 - (4) 市民要望から見た図書館の課題
- 2 横浜市立図書館の課題
 - (1) 図書館経営の考え方
 - (2) 管理運営
 - (3) これからのサービス
 - (4) 市民との協働
- 3 利用者アンケートの結果




横浜市中央図書館 1



〈横浜市立図書館の歴史〉

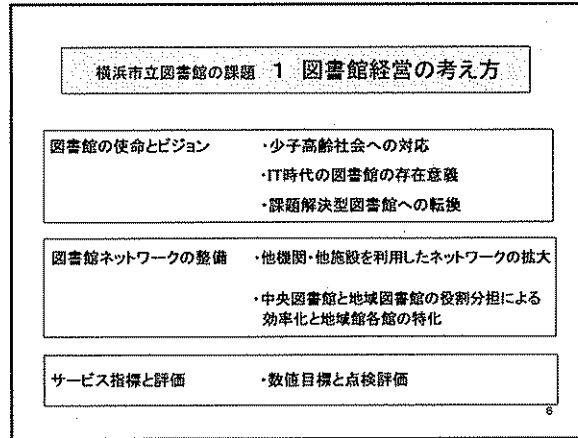
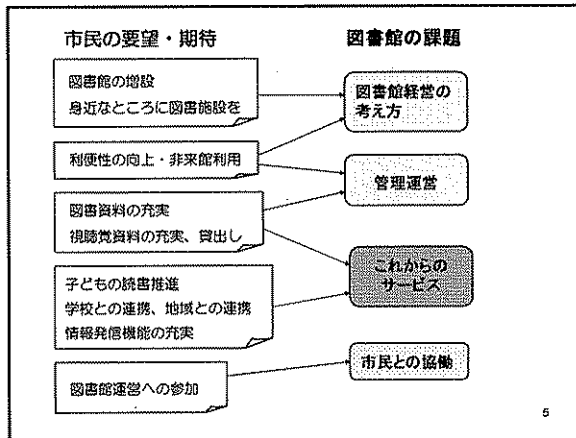
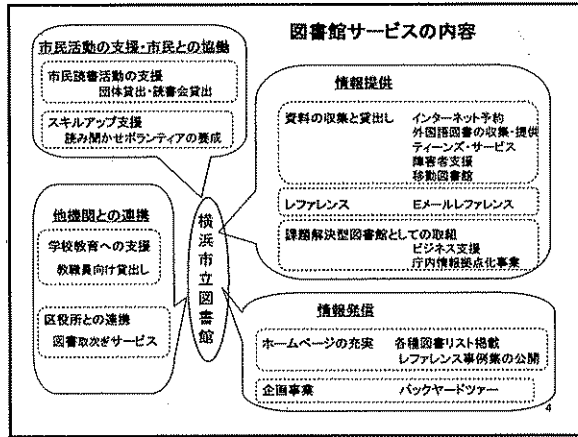
1919(大正8)年	開港60周年記念事業として計画
1921(# 10)	創立(横浜公園仮設閲覧所)
1927(昭和2)	現在地に横浜市図書館竣工
1974(# 49)	市立図書館2館目開館
1994(平成6)	中央図書館開館
1995(# 7)	1区1館計画達成

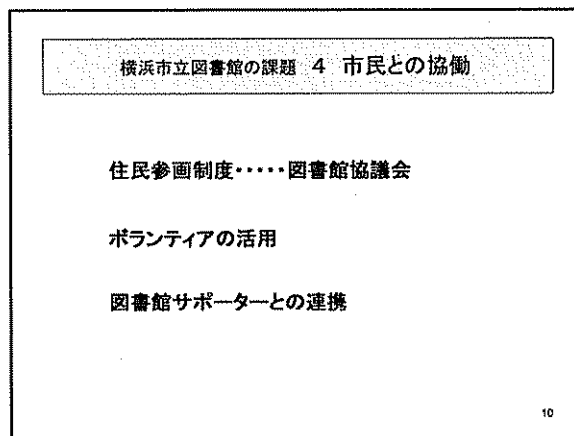
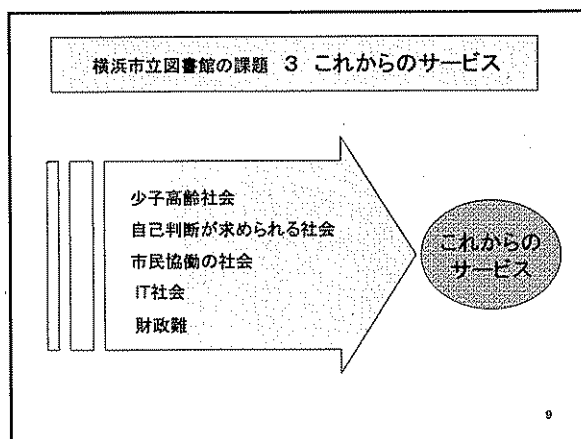
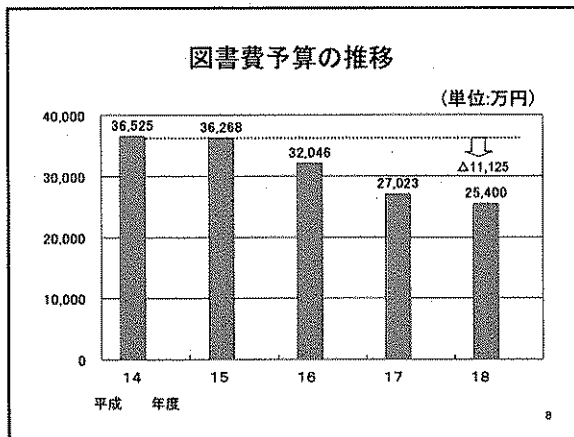
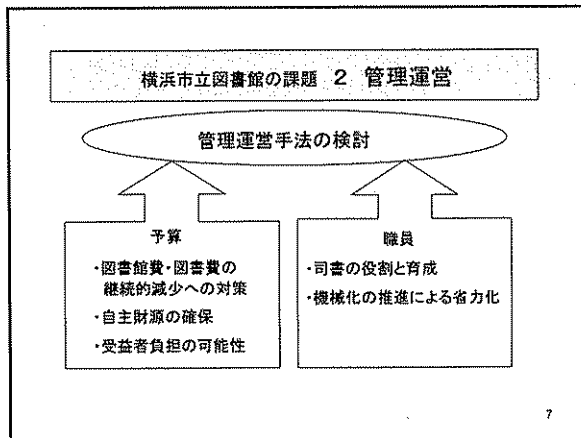


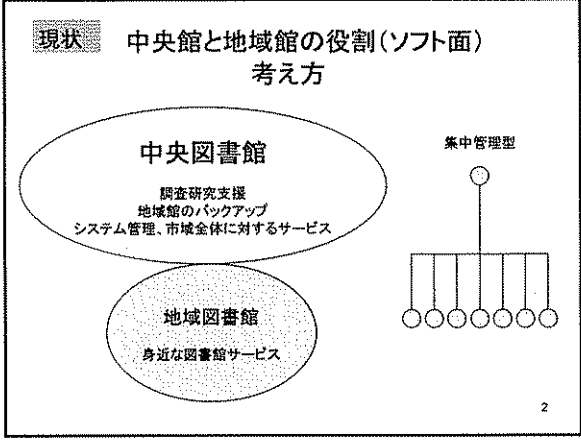
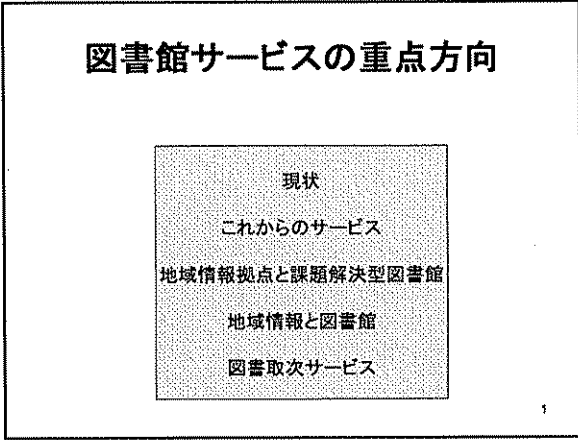
旧横浜市図書館閲覧室

〈人口の変遷〉

年	人口	面積
1921(昭和10)年	43万人	37.03km ²
1974(# 49)年	256万人	419.82km ²
2006(平成18)年10月	360万人	434.98km ²







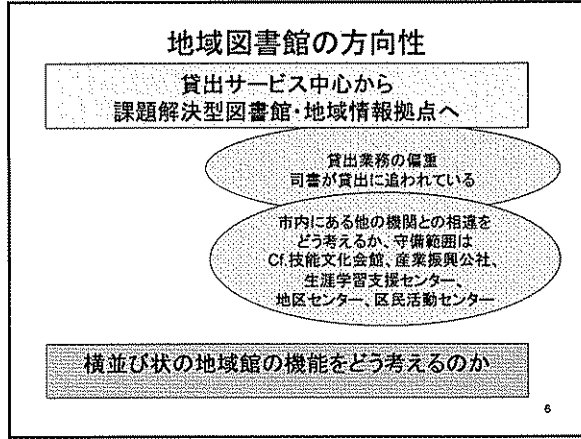
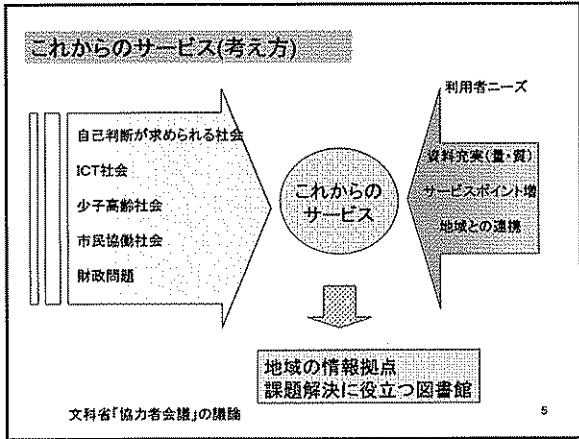
現状 中央館と地域館の役割(ソフト面)

	中央館	地域館
選定・収集	○	○
貸出・閲覧	○	○
レファレンス	○	簡易
障害者サービス	○	○
団体貸出	○	一部館
AV事業	○	/
BM事業	○	/
整理・書誌作成	○	/
保存(最後の1冊・雑誌の永年保存)	○	/
情報システム管理・その他調整	○	/
地域連携(学校・区役所)	○	一部館

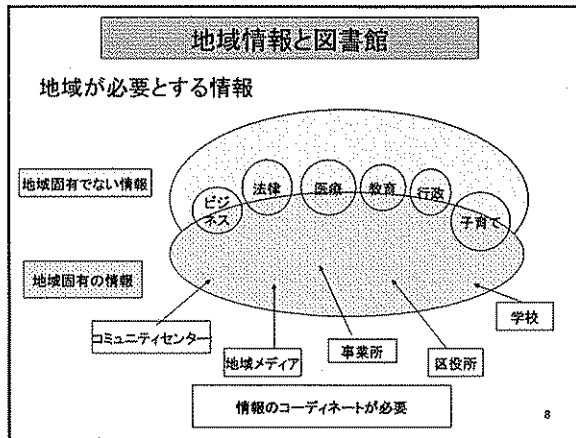
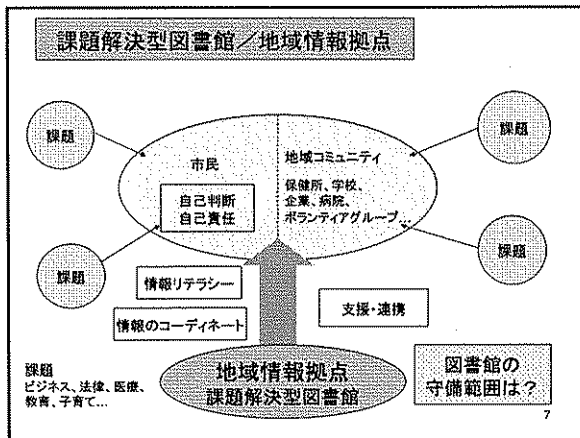
現状 中央館と地域館(ハード面)

	中央館	地域館	
		(中規模館) 保土ヶ谷、金沢、港北、山内、戸塚、鎌子	(小規模館) ほか11館
建物延床面積	約21834㎡	2564㎡	1662㎡
閲覧席	578席	68席	39席
蔵書数	約140万冊	18万冊	12万冊
職員数(図書数)	99(63)人	14(10)人	11(7)人
開館時間	平日火～金	9:30-20:30	9:30-19:00
	土日祝月	9:30-17:00	

※地域館の数値は平均値



資料4(2)
第2回 事務局説明資料「図書館サービスの重点方向」



図書取次サービス／試行事業について

身近な市民利用施設などで図書館蔵書の貸出、返却取次サービスを図書館と区役所とで連携して試行実施。

実施期間：平成17年12月～平成19年3月末

行政サービスコーナー

- 二俣川駅行政サービスコーナー(旭区)
- 東戸塚駅行政サービスコーナー(戸塚区)

地区センター、駅返却ポスト

- 奈良地区センター(青葉区)
- 市が尾駅、青葉台駅、たまプラーザ駅など4か所(青葉区)

9

9月の1日利用件数(平均)

東戸塚駅行政サービスコーナー		戸塚図書館	奈良地区センター		山内図書館	
貸出利用者	102人	710人	貸出利用者	18人	849人	
貸出冊数	170冊	1,800冊	貸出冊数	29冊	2,420冊	
返却冊数	200冊	1,880冊	返却冊数	46冊	2,718冊	
二俣川駅行政サービスコーナー		旭図書館	返却ポスト			
貸出利用者	98人	409人	市が尾駅	たまプラーザ駅	青葉台駅	田奈ステーション
貸出冊数	168冊	1,256冊	118冊	116冊	172冊	8冊
返却冊数	168冊	1,287冊				

10

図書取次サービス／評価

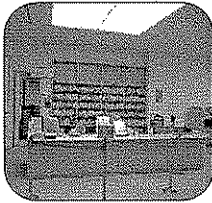
- 図書館の利用増加には直接繋がっていない
- 利便性を図る事業としては有効か？
- 「図書サービスの充実」要望が多い区域への補完的事業か。
- 身近なサービスポイントの利用なので、利用者は限られる。
- 費用対効果をどう判断するか
貸出一冊あたり
約70～100円の経費(人件費・輸送費)
利用される図書は通常の図書館利用と変わりなし

11

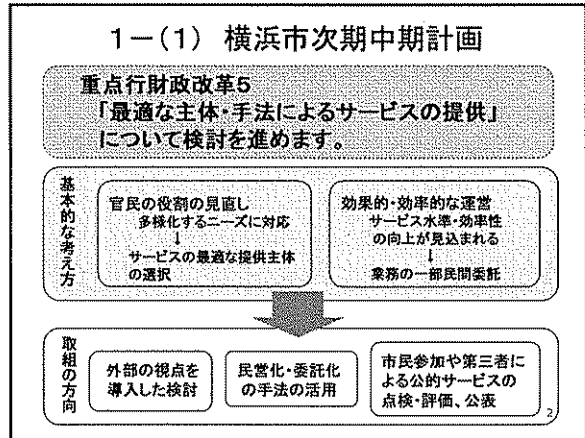
地域図書館の運営方法

サービス向上を目指した効率的な管理運営

- 1 横浜市次期中期計画及び中期財政見通し
- 2 適切な運営方法検討の視点
- 3 横浜市立図書館の運営状況
- 4 経費削減の方法
- 5 考えられる運営体制と効果
- 6 他都市の状況



磯子図書館カウンター

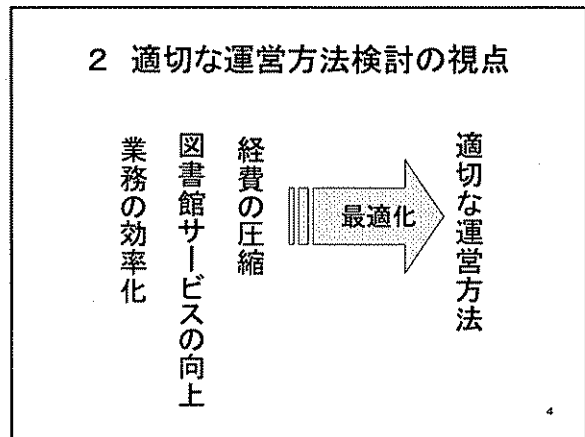


1- (2) 中期財政見通し

計画期間中の財政見通し(一般会計、平成18年度～22年度)
単位:億円

歳入	65,890
歳出	66,670
収支不足額	780
+	
重点事業の実施に必要な追加経費	830
今後、経費が不足する額	1,610

計画の実施などに必要な1,610億円については、人件費の抑制や既存事業の見直しなどを行っていきます。



3 地域図書館の運営状況(1)業務分担

	業務	作業内容	人員				
			館長	事務職員	司書職員	嘱託員	アルバイト
管理業務	運営管理	予算・決算	○	○	○		
	人事管理		○	○			
専門的業務	企画	自主企画事業	○		○		
	レファレンス	調査研究援助・ツール作成			○		
	資料管理	購入選定・廃棄選定			○		
	読書振興	団体貸出・読書会貸出			○		
	学校支援				○		
非専門的業務	障害者サービス				○		
	窓口業務	貸出・返却手続	○		○	○	○
		登録手続	○		○	○	
	予約業務	配架	○		○	○	○
		撤出・搬入処理			○	○	○
		予約受付・入力			○	○	○
		予約図書準備・連絡			○	○	○
受入業務	発注・廃棄入力			○	○	○	
	新聞・雑誌受入			○	○	○	

3 地域図書館の運営状況(2)人員体制

単位:人

	館長	事務職員	司書職員	嘱託員	アルバイト	計
小規模館平均	1	1	6	2	3	13
中規模館平均	1	1	9	3	3	17
中央図書館	11	11	64	24	18	130
全館計	28	28	187	63	69	375

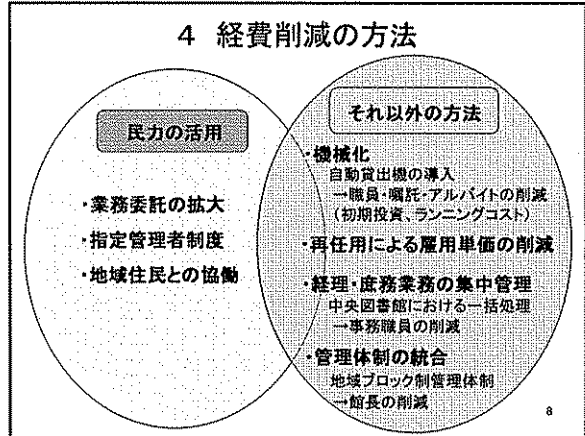
※1 平成17年度末の人員数によります。
 ※2 中央図書館の「館長」欄には部長以下の管理職を含みます。

3 地域図書館の運営状況(3)運営経費

単位:万円

	人件費	施設管理費	資料費	その他運営費	計
小規模館平均	8,200	1,750	940	0	10,890
中規模館平均	11,040	1,750	1,200	0	13,990
中央図書館	82,340	48,025	21,390	8,850	160,605
全館計	244,610	77,607	38,933	8,850	370,000

※1 金額は17年度決算額によります。
 ※2 「人件費」には社会保険料を含みます。
 ※3 「資料費」には装幀費を含みます。



5 考えられる運営体制と効果(1)直営(業務委託の拡大)

内容	非専門的業務の外部委託
効果	司書の専門性を発揮したサービスの提供及びサービスの拡大が可能
課題	①委託者(図書館職員)と受託者(委託業者社員)との連携 ア 指示命令系統 図書館職員から委託業者社員に直接指示ができない イ 担当業務 図書館職員業務と受託者業務の明確な分担が困難 ②ボランティアの受入

5 考えられる運営体制と効果(2)指定管理者制度

内容	施設管理を含めて図書館の運営全般を委託する
効果	①経費削減効果大 ②柔軟な運営
課題	①安定的な図書館経営が困難 民間業者における図書館経営に関するノウハウの不足 →a 受託可能業者がないための管理不能 b 採算性重視による管理の継続不能 ②専門的サービスの提供が困難 民間業者における専門的業務の経験と知識を持つ司書の欠如

5 考えられる運営体制と効果(3)地域住民との協働

想定される協働の方法

- ①非専門的業務を地域住民がボランティアで担う。
- ②専門分野に造詣の深い地域住民が、レファレンス業務の一部を担当する。
- ③地域住民が図書館の経営に参加し、市職員とともに地域図書館を運営する。
- ④市は資料を提供し、地域住民は図書館を運営する。

実施する際の課題

- a 地域住民の安定した参加
- b 司書の専門的サービスの提供が困難
- c 個人情報保護

6 他都市の状況(1)業務委託

金額:万円

自治体名	委託館数	委託先	契約額(推測)	委託内容	効果	
政令指定都市	A	7館	14,634	貸出、返却、配架、書庫出納、予約、巡回資料処理、移動図書館	正規職員:24人減 嘱託員:9人減 臨時職員雇用廃止	
		1館平均	2,091			
	B	20館	財団	68,346	貸出、返却、登録、予約、配架、配送処理、移動図書館、レファレンス、選定	
	C	1館(総合図書館のみ)	民間業者	9,458	返却、配架、書庫出納、配送処理	
特別区	D	15館	39,330	貸出、返却、配架、書架整理	正規職員:各館6~10人減 非正規職員:各館3~1減	
		12館 NPO法人 3館	2,622			

業務委託実施区:千代田区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、中野区、豊島区、板橋区、足立区

資料4(3)


第3回 事務局説明資料「地域図書館の運営方法」

6 他都市の状況(2)指定管理者 冊数:万冊、金額:万円										
図書館名	蔵書	貸出	開始	委託者	年間 委託料	経費 節減 効果	サービス向上内容			
							開館時間 の延長	休館日の 減少	開館率 の向上	その他
政令指定都市E 地域1-分館2	22	33	17.4	民間	7,100	-2,800	平日 午後0時 ～7時		開館時 50% →80%	図書購入費 (全市合計) の増額 (+1,000万円)
地域1-分館1	16	51		民間	6,000	-3,100				
県立F	59	13	18.4	民間 (人件費)	23,700	-8,100	全日午後8 時まで	月曜休館 の廃止		
市立G中央	25	70	18.4	民間	(18年度借 書館費) 23,800	-6,100	10時～12時 ～3時30分 ～19時	年末年始 休館日の 2日減		高齢者、障 害者向け 宅配サービ スの実施
分館	10	55		民間						
市立H	29	59	18.4	民間	10,155					
市立I	11	9	18.4	NP O	2,300	-1,000		祝日閉館	50%以上 に	
市立J	21	40	18.4	NP O	6,900					ボランティアの導入、寄贈図書による蔵書の充 実(計画)

資料4(4)

第4回 事務局説明資料「市民と図書館の協働」

市民と図書館の協働



- 1 協働とは
- 2 横浜市立図書館が考える市民との協働
- 3 個人による参加と参加者によるグループの形成
- 4 寄附による図書館への支援
- 5 協働の事例

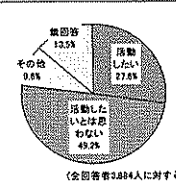
事例1 図書整理ボランティア

事例2 読み聞かせボランティア

事例3 図書館友の会による寄附活動

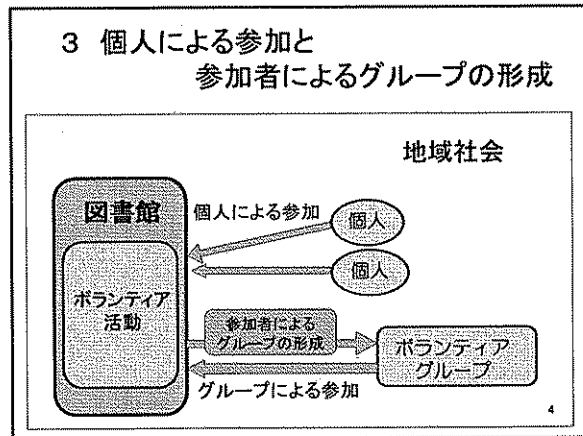
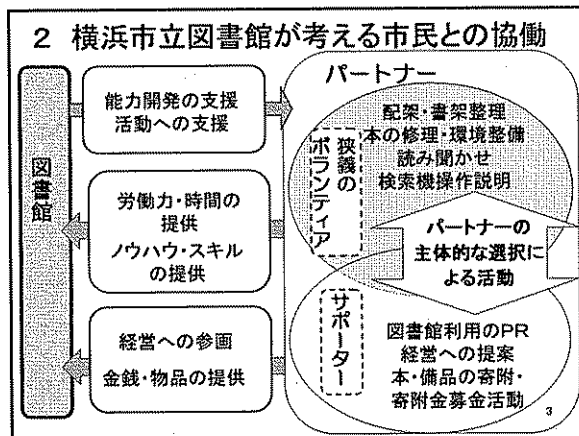
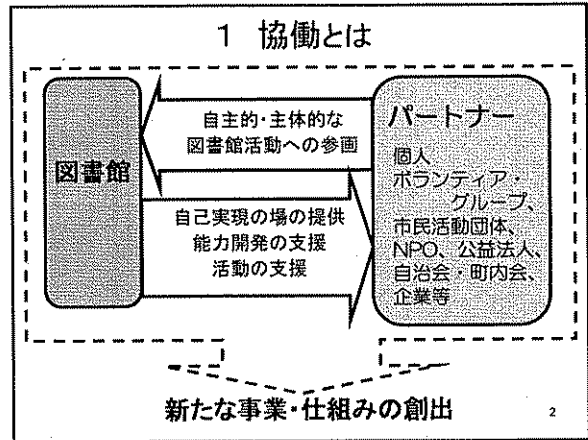
事例4 NPOによる図書館運営への参画

図書館でのボランティア活動



(全回答者284人に対する割合)

平成18年5月実施「利用者アンケート」より

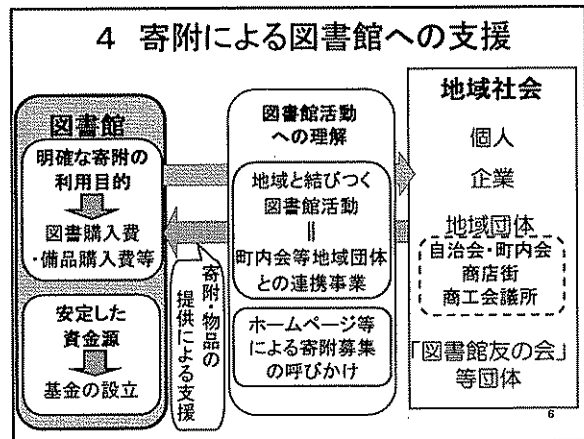


参考:平成18年5月実施「利用者アンケート」内訳

問5-1でボランティア活動をしたいと答えた1,073人(問5-1の回答者の27.6%)に対する質問です。

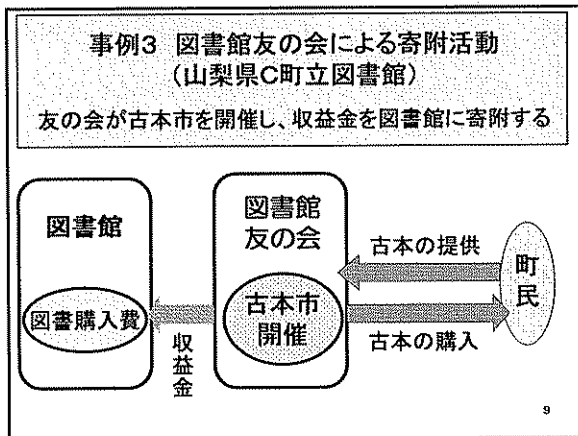
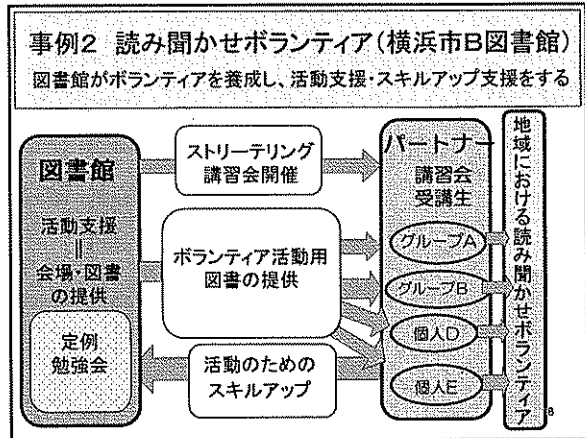
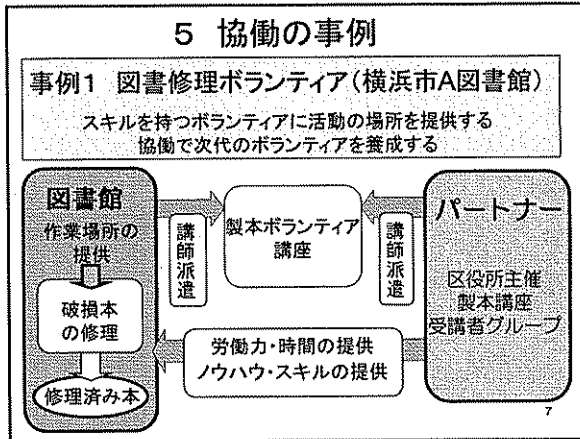
問5-2 ボランティア活動をしたいと答えた方にお尋ねします。次の中にあなたが図書館でやってみたいボランティア活動はありますか。(いくつでも)

	件数	%
1 本棚の整理	780	72.7
2 本棚への返本	643	59.9
3 本の修理	515	48.0
4 本の読み聞かせ	401	37.4
5 図書館の美化(清掃・草花の手入れなど)	211	19.7
6 館内利用者用検索機の操作説明	209	19.5
7 外国語の翻訳・通訳	132	12.3
8 その他	59	5.5



資料4(4)

第4回 事務局説明資料「市民と図書館の協働」



事例4 NPOによる図書館運営への参画 (長野県D市立図書館)

公立図書館ではできない有料の文化活動の実施

NPOの考え方:
「文化活動など、行政ができないこと、手のまわらないことを
市民団体が継続的に担うことで、
図書館が果たすべき役割を十分に果たせるようになる。」

文化事業部会	朗読会・音楽コンサート
学習活動部会	絵手紙教室・文学セミナー等講習会
情報サービス部会	図書や新聞の情報検索のサポート(無料)
喫茶部会	図書館内の喫茶コーナーの運営
図書館からの委託事業	蔵書への装備 (ブックカバーの取り付け等)

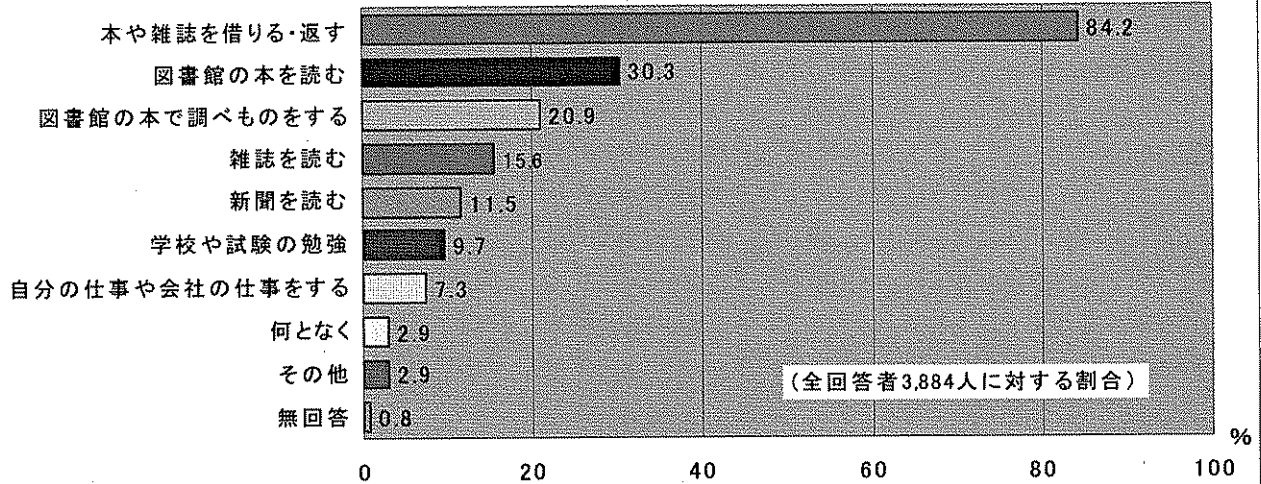
情報検索
マニュアルの
作成・販売

市立図書館の利用者が、日ごろ図書館についてどのように感じているかを伺い、今後の図書館運営に役立てるため、2006 年 5 月に来館者を対象に全館でアンケート調査を行い、3,884 人の方から回答をいただきました。

来館の目的

8割以上(84.2%)の方が、「本や雑誌を借りる・返すため」を挙げており、次点の「図書館の本を読むため」(30.3%)や「図書館の本で調べものをするため」(20.9%)を大きく上回っています。

問 1-a 来館目的

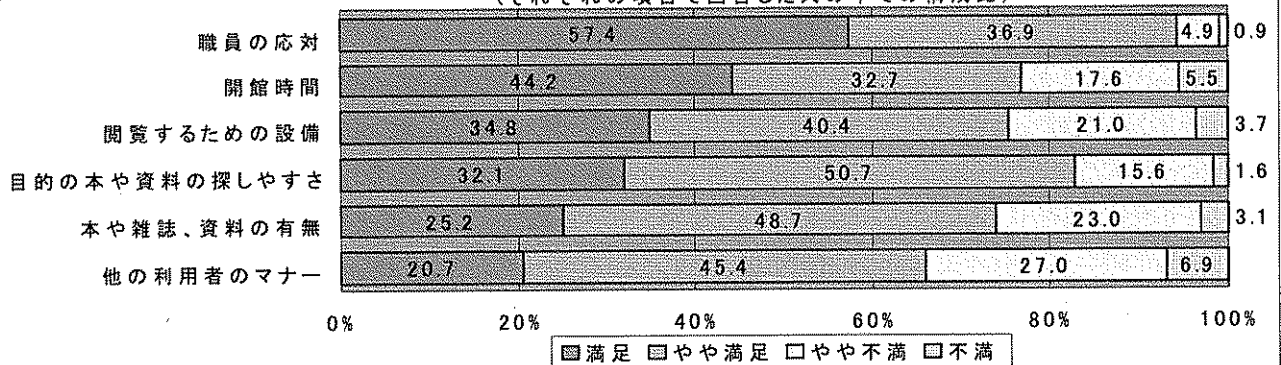


図書館利用の満足度

「満足」と「やや満足」の合計でみると「職員の対応」(94.3%)と「目的の本や資料の探しやすさ」(82.8%)が高い評価を受けました。一方、「他の利用者のマナー」に対して「満足」または「やや満足」と評価した方は、3人中2人(66.1%)にとどまりました。

問 2 図書館利用の満足度

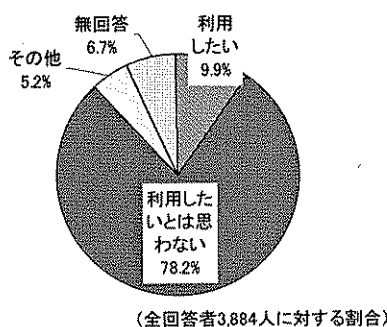
(それぞれの項目で回答した人の中での構成比)



貸出図書の有料宅配サービス

片道300～400円程度の料金でも利用したいという回答は、全体の1割(9.9%)にとどまりました。

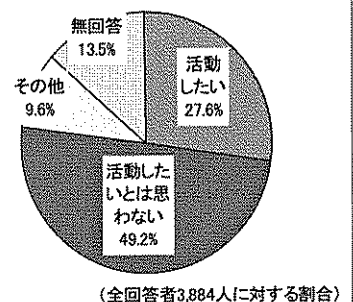
問4 貸出図書の有料宅配サービス



図書館でのボランティア活動

4人に1人(27.6%)が「活動したい」と回答しています。

問5-1 図書館でのボランティア活動

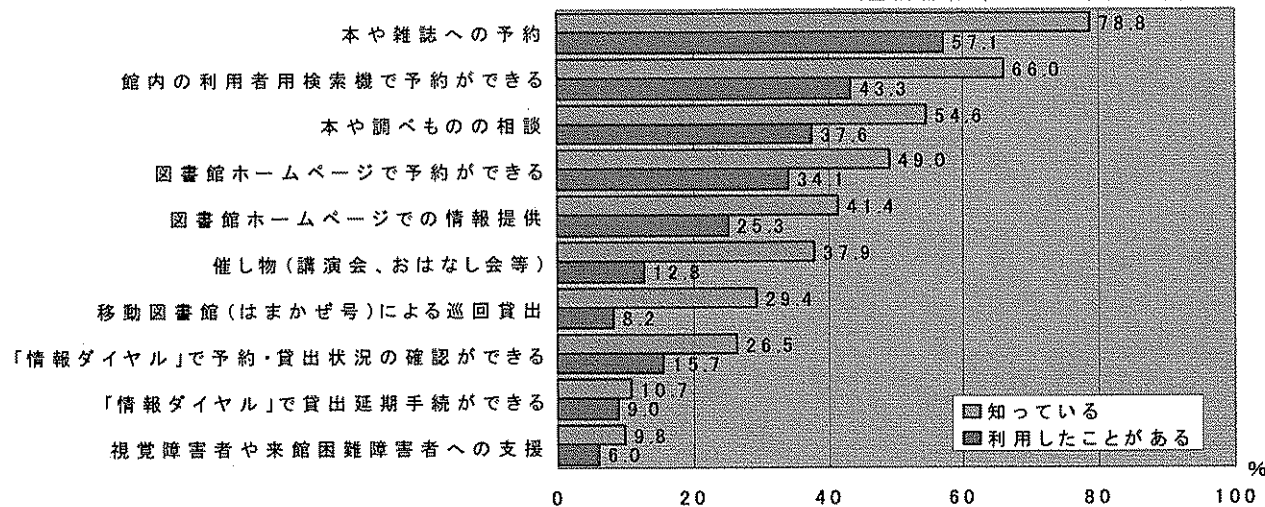


図書館サービスの認知度・満足度

「本や雑誌への予約」(78.8%)、「館内の利用者用検索機で予約ができる」(66.0%)、「本や調べものの相談」(54.6%)の認知度が高く、半数以上の方がご存知でした。

問3-1、3-2-a 図書館サービスの認知度

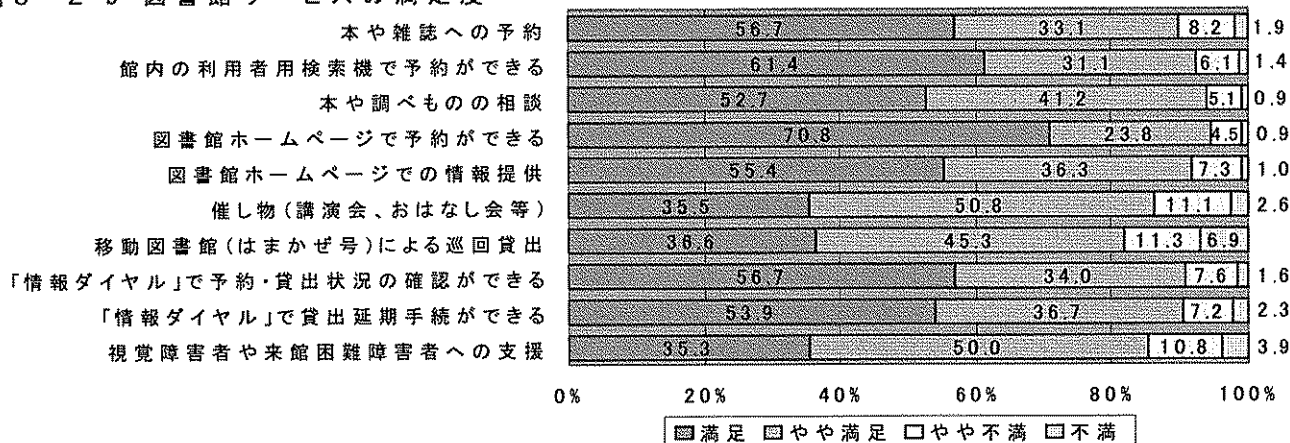
(全回答者3,884人に対する割合)



図書館サービスに対する満足度では、すべての項目で8割以上の方が「満足」または「やや満足」と評価しています。

問3-2-b 図書館サービスの満足度

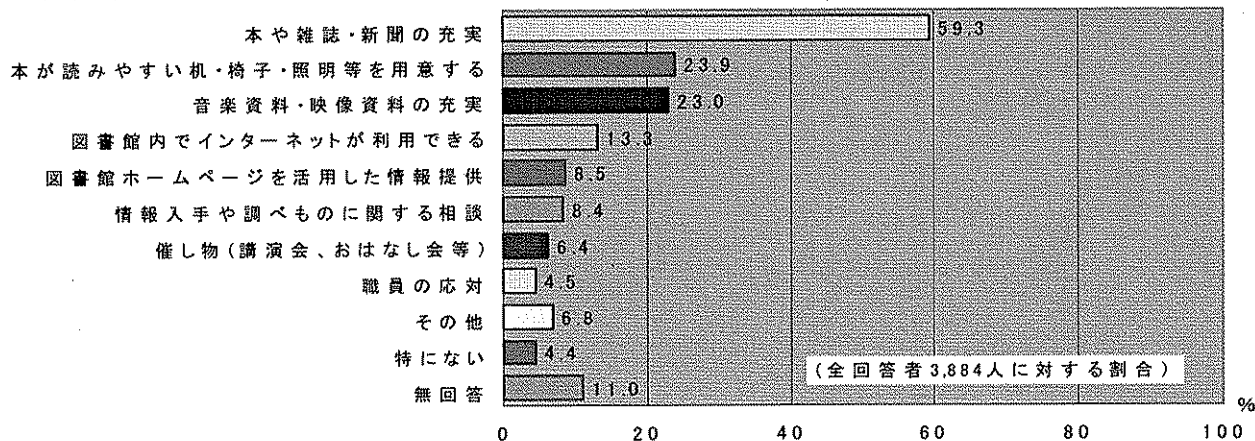
(それぞれの項目で回答した人の中での構成比)



充実を望む図書館サービス

6割(59.3%)の方が「本や雑誌・新聞の充実」を挙げており、以下「本が読みやすい机・椅子・照明等を用意する」(23.9%)、「音楽資料・映像資料の充実」(23.0%)の順となりました。

問6 充実を望む図書館サービス



提案競争型公共サービス改革制度
ガイドライン

～横浜市における市場化テストの考え方の導入～

平成19年3月

横浜市

はじめに

横浜市では、市場化テスト（官民競争入札等）の考え方を導入し、行政と民間が提案を競い合い、より良い公共サービスの提供を目指していくために、「提案競争型公共サービス改革制度」を導入します。このガイドラインは、提案競争型公共サービス改革制度の基本的な考え方を定めるものです。

本ガイドラインの公表にあたっては、行政内部での議論はもちろんのこと、外部有識者のアドバイスや、公共サービスを担う役割を持つ民間事業者、NPOの意見を踏まえて、検討を進めてきました。

今後、本制度を実施していく中で新たに課題となった事項については、必要に応じてガイドラインを改訂し、対応していくこととします。

目次

1	市場化テストとは	P. 2
2	公共サービス改革法で規定する地方自治体における市場化テスト	P. 3
3	提案競争型公共サービス改革制度の基本的な考え方	P. 4
4	提案競争型公共サービス改革制度の導入方法	P. 7
5	提案競争型公共サービス改革制度の導入により期待される効果	P. 9
6	提案競争型公共サービス改革制度実施の流れ	P. 10
	各過程の考え方・進め方	P. 11

1	提案競争型公共サービス改革制度の検討対象業務	P. 12
2	官民競争入札等実施業務の選定方法	P. 13
3	第三者機関について	P. 14
4	入札の考え方	P. 15
5	契約の考え方	P. 16
6	点検・評価の考え方	P. 17
7	個人情報・守秘義務の取扱いについて	P. 18

1 市場化テストとは

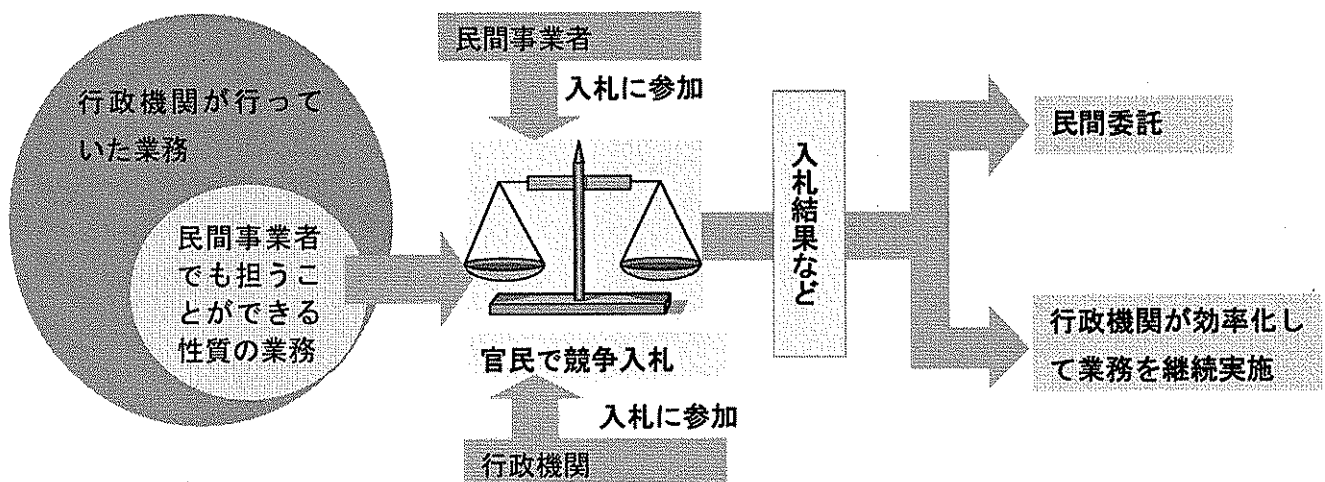
市場化テストとは、一般的に「従来は行政機関が行っていた業務について、官民双方による競争入札を実施する制度であり、競争原理を導入して、コスト削減やサービス向上を図るもの。」とされています。

市場化テストの実施効果は、

- ①公共サービスの質の向上（民間の自由な創意工夫により、きめ細やかな優れた公共サービスが提供されるようになること）、
 - ②公共サービスのコストの削減（民間の自由な創意工夫により、公共サービスの質を維持・向上しつつも、そのコストが削減できること）、
 - ③新たなビジネスチャンスの拡大、
- とされています。

イギリスやアメリカでは、1980年代から導入され、その後、何度か改定が行われることで制度の浸透が図られてきましたが、日本でも、公共サービスの質の維持向上とコスト削減を目的として、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が施行され、「官民競争入札」又は「民間競争入札」（以下「官民競争入札等」と言う）の仕組みが整備されました。

(一般的な市場化テストの概念図)



2 公共サービス改革法で規定する地方自治体における市場化テスト

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている地方自治体の業務について、特例を設けることにより民間事業者でも行えるようにしています。平成19年3月現在、特例が適用される業務（国の特例適用業務も含めて「特定公共サービス」という名称となっています）は、住民票等の交付請求の受付及び引渡しなど6業務*で、毎年、地方自治体や民間事業者等の要望に基づき、この特定公共サービスを拡大していく予定となっています。

公共サービス改革法では、特定公共サービスについて官民競争入札等を実施する場合は、入札の公正な実施の監理等を行う機関の設置や、契約を行う際に議会の議決を必要とするなどの手続規定があります。

一方、法律で公務員の直接実施を義務化していない業務について、官民競争入札等を実施する場合は、特に公共サービス改革法に基づく手続を行う義務はありません。

* 法令の特例が設けられた業務（＝特定公共サービス）《地方公共団体関連》

- ①戸籍法に基づく戸籍謄本等
- ②外国人登録法に基づく外国人登録原票の写し等
- ③地方税法に基づく納税証明書 の交付請求の受付及び引渡し
- ④住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ⑤住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- ⑥印鑑登録証明書

※ 公共サービス改革基本方針の改定（18年12月）により、政府が措置を構ずべきとされている地方自治体関連の業務

○窓口関連業務

- ・国民健康保険法関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務
- ・介護保険法関係の各種申請の受付及び同法に係る介護保険証等の各種文書等の引渡業務

○徴収関連業務

- ・地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨

3 提案競争型公共サービス改革制度の基本的な考え方

～横浜市における市場化テストの考え方の導入～

横浜市は、本制度の導入により、サービスの向上を目指していきます。

横浜市では、これまで、非「成長・拡大」という時代認識のもと、多様化する市民ニーズに行政のみが応えていくことは難しいと考え、公共サービス提供について、民間事業者を含め最適なサービス提供主体を選択する取組を進めてきました。

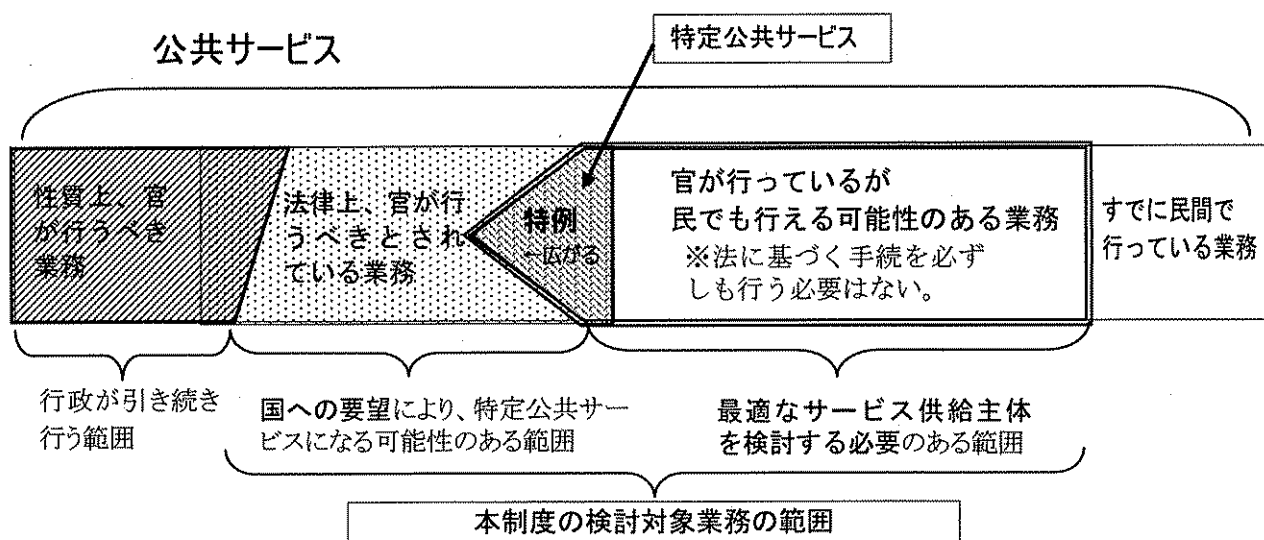
今後は、いわゆる団塊の世代の職員が大量に退職する中で、公務員が直接行うべき業務に職員を集中化するとともに、民間の力を活かして公共サービス向上を図る必要があります。

公共サービス改革法では、公共サービスの質の維持向上と効率化を目的としていますが、横浜市では、行政と民間がお互いに改善を競い合うことにより、より良い公共サービスが提供されることに重点を置いて、本制度を導入していきます。

(1) 特定公共サービス以外の公共サービスも検討対象とします

横浜市では、特定公共サービスのみ限定するのではなく、市が直接行っている業務の見直しを広く行っていくため、特定公共サービス以外の業務も検討対象とします。

ただし、公権力の行使や、市の意思決定に関わる業務など性質上、行政機関が直接執行すべき業務は、対象除外業務とします。なお、法律上、公務員が行うこととされている業務のうち、民間事業者等でも実施可能と思われるものについては、必要に応じて公共サービス改革法による特例を設けるよう、国に要望していきます。



(2) 民間事業者等からの創意工夫の意見を活かして実施業務の選定を行います

横浜市では、公共サービスについて、行政機関（市役所）のみならず、民間事業者やNPOなど、様々な主体がお互いに連携しつつ、それぞれが得意とする能力や知識・技術を十分に発揮しながら協働することで、より良い公共サービスの実現を目指しています。

行政と民間企業、NPO、市民等が協力して公共サービスを提供していくためには、これまで以上に民間事業者等の創意工夫が活かされることが重要と考えています。

従来の民間委託などでは、行政機関だけで民間に任せる業務を決定してきましたが、官民競争入札等の実施業務の選定は民間事業者等の意見を広く求める中で行い、民間の創意・工夫を活かす仕組みとします。

(3) 第三者機関を設置し、各過程に関与することで透明性・公平性を確保します

民間事業者等とともに公共サービスを担っていくためには、行政機関と民間事業者等が対等の立場となる公平性の確保が極めて重要です。また公平性を確保するためには各過程での透明性を十分に確保する必要があります。

このため、実施業務の選定から官民競争入札等の実施、点検・評価の実施に至るまで、実施に関わる全てのプロセスにおいて第三者機関によるチェックを行うとともに、その結果を公表していくことで、制度の公平性・透明性を確保します。

(4) 官民の責任分担を決め、公共サービスの提供に責任を持ちます

官民競争入札等の結果、民間に任せる場合には、契約により、個人情報の保護など、あらかじめ官民の責任分担を決めておくことで、官民双方が効果的で責任ある業務執行ができるようにします。

また、行政責任を確保する視点から、履行責任の確保策などについても契約で定めることとします。

(5) 適確な点検・評価を行っていくことで公共サービスの質の維持向上を図ります

官民競争入札等の後に、当該サービスが適切に提供されているか、点検・評価を行っていくことで公共サービスの維持向上を図ることが重要になります。そのため、公共サービスの水準を、出来るだけ定量的にわかりやすいものとし、明らかにするとともに、より良い公共サービスを提供していくため、市と民間事業者は、必要に応じて協力して情報交換や連絡会などを行うこととします。

(6) 行政機関内部からの提案も募集するとともに、積極的に挑戦できる環境を整え、職員の業務改善を促します

官民競争入札等は、公共サービスの質の維持向上、行政執行の効率化を目的としており、行政においてもこれまでの業務を点検し、効率化していくことが求められています。そのため、民間からの意見募集だけでなく、行政機関内部からの提案も募集します。

また、民間事業者等が落札した場合においても、職員の処遇については、配置転換等で対応することとし、積極的に挑戦ができる環境を整え、職員の業務改善を促します。

(7) 本制度を、公共サービス改革の一手法として活用していきます

官民競争入札等実施業務の選定過程において、民間事業者等に委託することと、行政機関自らが直営で行うことの優位性を競い、選択することが必要な場合には、官民競争入札を行います。最適なサービス提供主体や選定手法が明らかになった場合には、官民競争入札の手法にとらわれることなく、柔軟に対応していきます。

今まで行ってきた指定管理者制度、民営化、民間委託などの手法に本制度を加え、さらなる行政改革の推進を図っていきます。

参考

本制度が、業務全般を対象とするのに比べ、指定管理者制度は、公の施設のみが対象となります。また、本制度は、「行政機関が参加する仕組みを含む」という点で、指定管理者制度や従来の民間委託とは異なります。

4 提案競争型公共サービス改革制度の導入方法

提案競争型公共サービス改革制度の導入は、段階的・円滑に行います。

本制度の取組を効果的に行っていくために、導入にあたっては、事例を一つ一つ積み重ねて課題を検証しながら、3期に分けて段階的・円滑な導入を図っていきます。

なお、条例制定については、モデル業務の選定等とあわせて検討を進めます。

- 第1期では、行政機関内部からの意見を元にモデル業務を選定し、モデル業務について、民間事業者からの意見を受け付けたうえで入札を実施し、落札結果に基づき業務を開始します。

【モデル業務選定の考え方】

次のような業務の中から、行政機関内部からの意見を踏まえて、モデル業務として選定していきます。

- ・ 法律による規制がない業務（民間事業者でも実施可能な業務）
- ・ 組織的・性質的に他の業務から切り分けやすく、一連のまとまりのある業務
- ・ 業務を受託できる多数の民間事業者の存在が見込める業務
- ・ 行政機関内部で積極的に挑戦しようという意欲のある業務

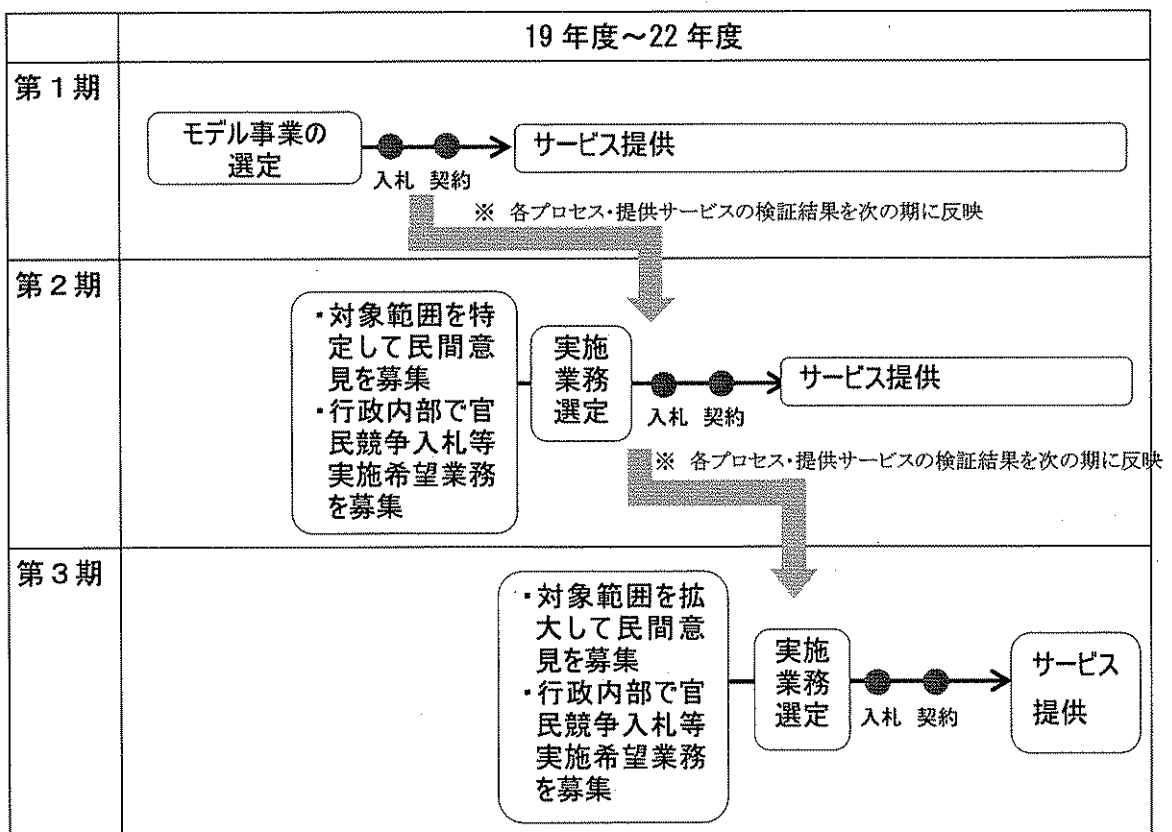
（参考）他都市事例から想定される具体的な対象業務例

- ・ 庶務・経理・福利厚生・入力事務など後方支援業務
- ・ 施設管理・運営業務
- ・ 徴収業務（強制執行以外）
- ・ 窓口業務（法的制約がある業務を除く）
- ・ 統計調査、検査・監査業務
- ・ PR・広報・周知や、訓練・研修業務
- ・ イベントの企画・運営

○ 第2期では、業務の質や規模、当該業務を執行可能な民間事業者の存在などの点を勘案しながら、一定の範囲を想定して民間意見を募集するほか、行政機関内部からも官民競争入札等の実施希望業務を募集したうえで、実施業務を選定し、業務を開始していきます。

○ 第3期では、第1、2期の検証や国・他都市の実施状況を踏まえたうえで、原則として対象業務を拡大し、民間意見を募集します。同時に行政機関内部から官民競争入札等の実施希望業務を募集したうえで、実施業務を選定し、業務を開始していきます。

《段階的導入のイメージ》



5 提案競争型公共サービス改革制度の導入により期待される効果

提案競争型公共サービス改革制度の導入により、横浜市では次の効果を期待しています。

- (1) 公共サービスの質の向上と経費削減の同時の実現や、民間からの提案を受け競い合うことによる行政の意識改革など、行政改革の一層の推進
- (2) 透明・公平な官民の役割分担の決定、契約段階での官民の責任の明確化、サービスの質の定量的水準設定を行ったうえでの点検・評価など、一連のシステムを構築することで、公共サービスの質の水準を確保
- (3) 公共サービスを担おうとする意欲ある民間事業者等の参入を促進し、行政と民間でともに公共サービスをつくることを実現
- (4) 第三者機関の視点を加え業務分析を行うことで、行政でなければならない業務の範囲を明確化し、行政内部の人的資源を適正に配分

6 提案競争型公共サービス改革制度の実施の流れ

本制度の実施にあたり、まず、民間事業者から、民間での実施が可能な業務について意見を募集するとともに、同時に行政機関内部から官民競争入札等実施希望業務を募集したうえで、第三者機関による審議を経て、実施業務を選定します。

実施業務を明記した『実施方針』を策定・公表し、さらに業務ごとに『実施要項』を策定・公表し、入札を実施します。

そして、入札結果に基づき、（民間事業者が落札した場合には契約を締結し、適切な引継期間を設けたうえで、）新たな主体による業務を行い、業務の提供開始後は、あらかじめ定めたサービス水準に基づき、点検・評価を行っていきます。

